このコーナーでは、 連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します!

■ 車業の無理

■ 争未の似安			
補助事業名	平成27年度連携組織活性化研究会		
	千葉市工業センター(協)		
対 象 組 合 等	▼組合データ		
	理 事 長 飯村 明義	住 所	千葉市花見川区千種町49
	設 立 昭和44年5月	業種	鉄鋼業
	組合員 25人		
テ ー マ	これからの組合事業の在り方について〜執行部や組合事務局が担うべき役割とは〜		
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部(Tel 043-306-2427)		
専 門 家	中小企業診断士 清水 透		

渡、 組合の新たな存在意義を考える前 組合員の代替わり、廃業、事業譲 たな問題が発生してくる。それは、 すると、 ておかなければならないものであ の問題である。この問題は、 移転などに伴う、持分の移動 組合員が納得する形で解決し 団地

背景と目的

た。 事業を行うために組合を設立し 広い土地で騒音等の心配をせずに 業者が、製造拠点を集団で取得し、 |組合は団地組合である。 製造

初の目標は明確である。しかし、 管理を地道に行うことが組合の存 標はクリアされ、その後は、 共同受電事業を始めるなど、快適 団地が完成し、自社の工場を建て、 がある。 見直す必要が生じてきていたこと を経て、当初の組合の存在意義を うとした背景には、 在意義になる。さらに年月が経過 な事業環境を作り上げた段階で目 本活性化研究会事業を活用しよ 日常の維持管理以外の新 団地組合は、 設立後約50年 組合設立当 維持

> 問題である。この問題を組合員が う点で、会社と異なる組合特有の 者が解説したものである。 的の中心は、組合員が納得する持 難なものになる。本事業活用の目 出資金を払い戻すことがあるとい 過去の持分移動との公平性、 た。以下は持分移動の一般論を筆 分の移動方法を探ることにあっ の後の「新存在意義の構築」は困 納得する形で解決しなければ、そ が絡んだ難しい問題になる。 持分の問題は、自己資本である

事業の活動内容

事例を設定して解説・協議した。 変更した定款の持分払戻規定の適 問題について協議したが、本稿で 用の問題について次のような仮の は、自由脱退・法定脱退における から始めた。その後、いくつかの 例の持分に関する規定を学ぶこと を共有するため、 議である。 回にわたる組合員の研究会での協 本事業の具体的活動内容は、 協議の基礎となる知識 中協法及び定款 \equiv

とができる。」とあり、

払戻額

価財産限度_

一を提示している。

ケースとして「出資額限度」と「簿

考例は、

全額ではない一部払戻の

定を受けて、全国中央会の定款参

定款規定で制限できる。この法規

るが、土地の所有権、組合員資格、 など 仮 事業年度 = 4月~3月、

は法定脱退をしたときは、 条一項には「組合員は自由脱退又 いというものではない。中協法20 時価持分額で行わなければならな 持分計算は時価だが、払戻をその 産を含めて時価評価して決まる。 されているので、 評価は、時価評価 る」となっている。 における組合財産によって定め の持分は、脱退した事業年度の終 法の規定は、第20条二項「脱退者 全部又は一部の払戻を請求するこ 定めるところにより、 脱退者の持分計算に関する中協 土地等の物的資 (最高裁判例) 「組合財産 その持分の 定款の 0

の事 例

8

更=当年五月末の通常総会で決

定款変

変更内容=持分全額→出資額

限度、

口額面額=一万円、

 \Box

川 90 日

時価=十万円、

自由脱退予告期間

という設定にした。 資額限度」への定款変更を行った 例組合は、「全額払戻」規定から「出

Bのケースが考えられる。 払戻規定の適用は、通常次のA・ 脱退の予告をした者に対する持分 4月1日に法定脱退した者と自由 右のような組合において、 当年

通知を見て「定款変更」

が存在し、

る

用される。

Α

Bのどちらにも一長

A 脱退成立時点の定款規定適用

応答集はAを採用し、

退者には定款変更前の『持分全額 変更後の『出資額限度=一口一万 脱退成立時点の定款規定を適用す Ш るとすれば、 成立時点は当年四月一日である。 は翌年三月末で、 日だが、 自由脱退の予告と法定脱退は同 一口十万円』が適用される。 の規定が適用される。 自由脱退の脱退成立時点 自由脱退者には定款 法定脱退の脱退 法定脱

のである

В 款規定を適用 法定脱退には法定事由発生時 自由脱退は脱退予告時点の定

だから、 この日の定款規定は『持分全額 される。 ・持分全額 = 一口十万円』が適用 日、法定脱退事由発生も同日、 この方法だとどちらのケースも 自由脱退予告が当年四月 両者ともに全額払戻が適

> 思うがいかに」との質問に対し も法定脱退の場合も脱退成立時点 解説している。「自由脱退の場合 理が存在する。全国中央会の質疑 払戻を狙った脱退予告が出る不合 のに払戻額が異なるという不合理 の定款規定を適用するのがよいと 「貴見のとおり」と回答している Aには同じ日に 意思表示した Bには通常総会の招集 次のように 前の全額 八一短あ 時期に関しルールを決めておくの も一つの解決策として有効であろ る方法として、定款規定の適用

る。 ある。 よいのかという疑問が残る。 になったり十万円になったりして 分払戻規定の適用が一口=一万円 を満たさない自由脱退もありう 護規定なので、組合が承諾すれば 短縮可能とされていて、 款規定を採用する、というもので この回答は、 組合の承諾の有無によって持 しかし、予告期間は組合保 脱退成立時点の定 予告期間

規定を適用する C 持分払戻金額算定時点の定款

Α ・Bの不合理・不都合を避け

> 理解が深まったこと、 今後の事業展開は、

う。例えば、定款規定の適用時点 用をルール化して総会で議決して 成立時点に加え、第三の方法とし 規定の適用時点が一致して分かり 款規定に基づき行う」としてル 年度の終における組合財産及び定 者の持分の払戻は、脱退した事業 程度緩和できる。 やすくなる。脱退予告時点・脱退 より脱退者の持分算定時点と定款 うに20条二項を少し変えて「脱退 規定もこの時の規定を適用するよ る」と書いてある。ならば、定款 る方法がある。前掲の中協法20条 を払戻額算定時点の定款規定とす おくことで不都合・ て「持分算定時点」の定款規定適 ル化するのである。このルールに た年度末の財産額によって定め 二項には「脱退者の持分は脱退し 不合理をある

業の成果

ては、 本活性化研究会事業の成果とし 組合員の間で持分に関する

> 成されたこと等があげられる。 員の間で対話に前向きな姿勢が る組合員間の不公平感の解消に組 合員が前向きになったこと、 持分に関す 組合 醸

今後の事業展開 展望

を高めることとなる。 団結力を高め、 の存在意義を構築して、 して出資額限度への変更後一 関する未解決の問題、 ついてさらなる検討を継続するこ 入金を払って加入した組合員に対 万円を払い戻せばよいか等、 そして、 展望は、 当団地組合の 新たな組合 持分払戻に 例えば、 組合員の 価値 \Box 加

透

清水